

賃金構造基本統計調査の 職種区分の見直しについて

これまでのWGでの御指摘

- 製造技術者について、電気・電子・電気通信関連、機械技術者等はボリュームが大きく、日本の得意分野でもあり、細分化のニーズがあるのではないか。
- 製造技術者について、A I の技術開発など専門性を持った人の需要が増える可能性があり、こうした職種の賃金の動向を把握するため、細分化したほうがよいのではないか。
- 公認会計士，税理士は賃金水準が異なると考えられるので、分けた方がよいのではないか。
- 小中学校教員は、小学校と中学校で賃金水準や労働条件が異なると考えられるので、分けた方がよいのではないか。
- 細分化した方がより答えやすい職種は分けた方がよいのではないか。
- 介護職員の細分化については、本調査で調べる必要性や今後の介護産業の動向も考慮し、引き続き検討してはどうか。

試験調査の結果

1. 職種番号の記入状況

- 一般労働者、短時間労働者とも未記入率はほぼ同様の低い水準となっている。
- 大企業について、特に雇用形態が「正社員・正職員」「雇用期間の定め無し」で未記入率が高くなっている。

職種番号の未記入率(回答労働者数ベース)

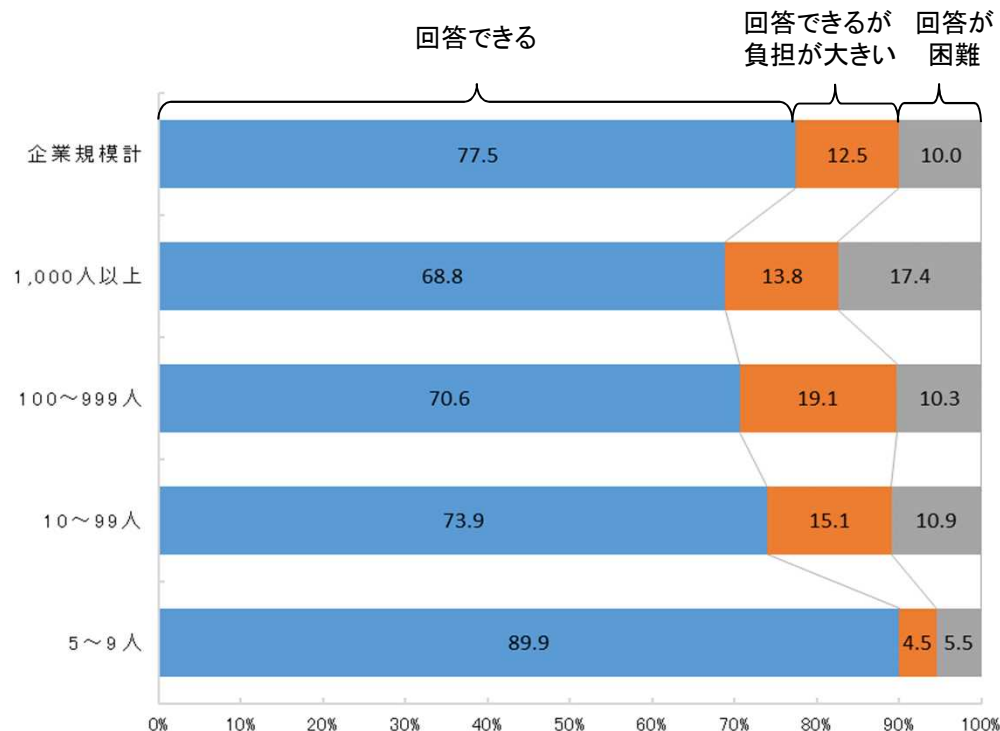
(%)

雇用形態、産業	一般労働者					短時間労働者				
	企業規模計 (10人以上)	1000人以上	100～999人	10～99人	5～9人	企業規模計 (10人以上)	1000人以上	100～999人	10～99人	5～9人
計	3.3	10.0	0.9	1.9	3.1	3.3	4.0	2.0	3.4	3.2
正社員・正職員	3.3	10.9	0.5	1.9	2.6	6.0	16.7	2.5	4.4	5.8
正社員・正職員以外	3.3	6.1	2.7	1.6	11.8	3.1	3.8	2.0	3.4	2.6
雇用期間の定め無し	3.4	10.8	0.9	1.9	3.2	4.5	12.8	0.6	3.4	3.5
雇用期間の定め有り	2.6	6.3	0.5	1.8	0.0	2.5	1.8	0.1	3.6	0.0
建設業	2.2	16.0	0.0	0.1	2.0	0.9	10.0	0.0	0.0	0.0
製造業	1.2	0.0	0.0	2.0	2.8	1.3	0.0	0.0	1.9	0.0
卸売業, 小売業	1.3	0.4	1.9	1.3	4.3	2.2	0.0	0.6	10.4	0.0
宿泊業, 飲食サービス業	7.5	17.1	4.8	0.0	2.5	3.7	9.1	0.2	0.0	6.4
医療, 福祉	1.2	0.7	0.0	2.5	6.7	2.8	0.0	0.0	5.5	5.4
その他の産業	8.3	16.8	0.3	5.3	0.0	6.8	5.5	19.8	0.0	0.0

※未記入率は、民間事業者により疑義照会及び修正を行った後の数値である。
最終的な未記入率は、厚生労働省により補定を行っている場合があるためこれとは異なる。

2. 職種番号の記入の負担感（アンケート調査結果）

- 職種番号を全労働者について「回答できる」とする事業所は77.5%。
- 企業規模が大きくなると、回答できるとする割合は減少する傾向。



資料出所 賃金構造基本統計調査試験調査アンケート

○回答が困難とする主な理由

- ・ 職種の区分が細かすぎて判別しづらい。もう少し簡単な区分にできないか。
- ・ 一人が複数の職種にまたがった業務を行っており、主たるものを選べない。
- ・ 業務の内容にぴったり当てはまる区分がない。
- ・ 職種情報はシステムでは管理していない。
- ・ パートタイム労働者の職種区分は本社で把握していない（本社で回答する場合）。

○アンケートで分かりにくいとする意見があった職種

- ・「他に分類されない社会福祉専門職業従事者」と「介護職員（医療・福祉施設等）」の違い
- ・「その他の販売店員」と「その他の商品販売従事者」の違い
- ・「介護職員（医療・福祉施設等）」と「看護助手」の違い
- ・「その他の医療技術者」と「他に分類されない保健医療従事者」の違い

- ・技術者の区分
- ・マネジメントを行う者の区分
- ・広報、商品開発
- ・生産計画事務
- ・製造販売の業務（同旨意見複数）
- ・産廃の業種（鉄くずの解体分別、資源化）

3. 記入内容

職種の記入内容で、誤りの多かった事例は以下のようなものがあつた。

仕事の内容	誤りの事例	適切な職種区分
老人福祉施設での介護	B専門的・技術的職業従事者 「他に分類されない社会福祉専門職業従事者」	Eサービス職業従事者 「介護職員（医療・福祉施設等）」
看護助手	B専門的・技術的職業従事者 「他に分類されない保健医療従事者」	Eサービス職業従事者 「看護助手」
建設工事の現場作業	B専門的・技術的職業従事者 「建築技術者」「土木技術者」等	J建設・採掘従事者 「その他の建設従事者」等
係長	A管理的職業従事者	実際の仕事の内容に応じた職種区分
医療事務員	B専門的・技術的職業従事者 「他に分類されない保健医療従事者」	C事務従事者 「その他の一般事務従事者」
電気通信設備の工事	B専門的・技術的職業従事者 「その他の情報処理・通信技術者」	J建設・採掘従事者 「電気工事従事者」

4. 集計結果

- 試験調査の職種大分類別の労働者構成比を国勢調査及び就業構造基本調査と比較すると、おおむね一致しているが、C事務従事者、J建設・採掘従事者の割合が少なくなっている。
- 事務従事者が少ないのは、試験調査は小規模事業所に重点を置いた標本設計になっているため、事務従事者の多い管理部門をもつ事業所が少なかったことが要因と考えられる。
- 建設・採掘従事者が少ないのは、その一部が誤って「専門的・技術的職業従事者」として記入されている可能性があることが要因と考えられる。

試験調査と国勢調査、就業構造基本調査との職種別労働者数の比較

職種区分	賃金構造基本統計調査 試験調査		H27国勢調査		H29就業構造基本調査	
	常用労働者計(企業規模10人以上)		役員を除く雇用者、C～T(Sを除く)		雇用者、C～T(Sを除く)	
	労働者数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
計	人	%	人	%	人	%
	38,831,040	100.0	44,525,050	100.0	56,118,900	100.0
A:管理的職業従事者	1,313,290	3.4	172,980	0.4	1,394,000	2.5
B:専門的・技術的職業従事者	7,145,530	18.4	7,875,080	17.7	10,018,900	17.9
C:事務従事者	5,230,920	13.5	9,443,550	21.2	11,930,400	21.3
D:販売従事者	5,082,830	13.1	6,127,150	13.8	7,398,000	13.2
E:サービス職業従事者	5,024,380	12.9	5,698,380	12.8	6,982,700	12.4
F:保安職業従事者	367,180	0.9	428,010	1.0	467,000	0.8
G:農林漁業従事者	3,430	0.0	404,430	0.9	92,900	0.2
H:生産工程従事者	4,766,860	12.3	6,610,100	14.8	7,961,400	14.2
I:輸送・機械運転従事者	1,898,780	4.9	1,888,920	4.2	2,140,600	3.8
J:建設・採掘従事者	636,480	1.6	1,665,080	3.7	2,138,400	3.8
K:運搬・清掃・包装等従事者	2,274,660	5.9	3,482,390	7.8	3,975,300	7.1
L:分類不能の職業	5,086,700	13.1	728,960	1.6	1,618,700	2.9

注:(1) 試験調査では職種番号が未記入のものを「L分類不能の職業」として集計した。

(2) 試験調査の労働者数は、回収率を考慮した復元倍率により算出した。

職種区分の見直し方針

試験調査の結果等を踏まえ、第1回WGでお示しした基本的な考え方を踏襲しつつ、さらに以下の方針で新職種区分を設定してはどうか。

見直し方針

- 専門的・技術的職業であって、区分が容易かつ一定の労働者数が存在するものは細分化を検討する。
- 日本標準職業分類の中分類で一定のボリュームがある職種であっても、業務の実態として区別が困難なものは細分化を行わない。
- 職種の名称について、日本標準職業分類の名称を基本としつつ、記入者により分かりやすい名称となるように工夫する。

⇒ 資料2-2 区分の見直しを検討している主な職種

(参考) <新職種区分作成に当たっての基本的な考え方> (第1回WG資料4-1より抜粋)

- ① 新職種区分(案)は、全職業を網羅する体系とする。
(現行の特定の職種に該当する労働者のみ職種番号を記入する方式から、全労働者について職種番号を記入する方式に調査法を変更する。)
- ② 日本標準職業分類の中分類を基本的な職種の単位とするが、当該中分類に属する労働者のボリューム等を踏まえ、必要に応じ、統合・細分する。
- ③ 現行の職種の1つ(又は2つ以上を合わせたもの)と、日本標準職業分類の小分類の1つ(又は2つ以上を合わせたもの)とが比較的近い範囲となり、当該範囲に一定数の労働者がいることが見込まれる場合等は、当該1つの小分類(又は2つ以上の小分類を合わせたもの)を新たな1つの職種とする。
- ④ 日本標準職業分類の小分類を更に細分化することはできる限り避けることとするが、現行の職種のうち、日本標準職業分類の小分類の一部を構成するものであって、相当数の労働者がいることが見込まれる又は賃金水準等が特徴的であると考えられるもの等であつ当該職種に該当する労働者とそれ以外の労働者を分けることが容易と考えられるものについては、必要に応じて、新職種区分でも独立した職種として存続させる。
- ⑤ 現行の行政運営等でデータを利用している職種は存続させるように配慮する。
- ⑥ 国勢調査で用いる職業分類も参考とする。

本体調査に向けた実査上の課題

○ 調査用品の工夫

- 業種別に、労働者の多い職種の早見表を作成
 - 職種一覧全体から選択する負担を減らし、番号の若い「専門的・技術的職業従事者」が選ばれやすくなることを防ぐ。
- 記入要領の職種一覧に、職種区分の代表的な職種の例を記載
 - 職種解説を参照せず、職種一覧から判断して回答する記入者の便宜を図る。
- 複数の職種を兼任している場合の記入方法について、分かりやすく説明

○ 調査方法の工夫

- 職種を選択できない場合に、仕事の内容を備考欄に記入するよう誘導
- 本社では職種を把握していないケースへの対応（本社で一括して記入する場合）
 - 企業ヒアリングにより、本社における職種の把握状況を確認し、対策について検討する。

今後、さらに企業ヒアリングを行い、職種の記入可能性を確認
⇒本WGとしての新職種区分を取りまとめ

役職者に係る職種別集計について

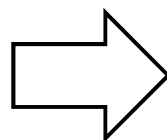
- 現行の本体調査では、役職に該当する場合は職種は記入しない（役職優先）ため、職種別集計には役職者を含まない。また、役職は企業規模100人以上の事業所のみ調査している。
- 調査の見直し後は、全労働者について職種を調査する観点から、役職者についても職種を調査する。
 この場合、見直し前後で存続する職種について、企業規模100人未満では役職者を除く数値を算出できず、現行調査の職種別集計と接続しないため、経年で比較することができない。

<役職を企業規模100人以上の事業所のみ調査する場合>

	企業規模 100人以上	企業規模 100人未満
役職者	A 役職を記入	C 何も記入しない
非役職	B 職種を記入	D 職種を記入



= 職種別賃金の集計範囲
(企業規模100人未満)



職種区分の
見直し

	企業規模 100人以上	企業規模 100人未満
役職者	a 役職・職種を記入	c 職種を記入
非役職	b 職種を記入	d 職種を記入

※cとdの判別ができない

職種区分の見直し前後で存続する職種について接続性を確保するため、見直し後は、企業規模100人未満についても役職を調査してはどうか。

⇒ cとdを区別することができるため、Dとdの比較が可能

※職種別集計の公表値は基本的に役職者を含む集計とするが、経年比較を行う際に必要に応じて役職者を除いた集計もできるようにする。

	企業規模 100人以上	企業規模 100人未満
役職者	a 役職・職種を記入	c 役職 ・職種を記入
非役職	b 職種を記入	d 職種を記入

(参考) 役職者の有無による職種別賃金(所定内給与額)の比較(一般労働者)

企業規模10人以上計

職種区分	賃金構造基本統計調査 試験調査			H29賃金構造基本統計調査
	職種該当者計		①－②	職種該当者計 ③
	①	役職者を除く ②		
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
看護師	318.3	301.9	16.4	299.6
保育士	228.6	223.4	5.2	222.9
その他の販売店員	237.1	219.6	17.5	223.2

企業規模100人以上

職種区分	賃金構造基本統計調査 試験調査			H29賃金構造基本統計調査
	職種該当者計		①－②	職種該当者計 ③
	①	役職者を除く ②		
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
看護師	321.2	304.2	17.0	299.8
保育士	235.1	231.9	3.2	225.6
その他の販売店員	235.2	218.8	16.4	223.1

企業規模100人未満(10～99人)

職種区分	賃金構造基本統計調査 試験調査			H29賃金構造基本統計調査
	職種該当者計		①－②	職種該当者計 ③
	①	役職者を除く ②		
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
看護師	284.3	276.7	7.6	298.5
保育士	226.7	221.0	5.7	221.6
その他の販売店員	241.6	221.9	19.7	223.6

※試験調査では、企業規模100人未満の事業所についても役職を調査した。

※「その他の販売店員」は、本体調査では「販売店員(百貨店店員を除く)」に対応する。

※本体調査の企業規模100人以上の数値は、「100～999人」と「1000人以上」を加重平均して算出した。

職種別集計における経験年数の取扱いについて

- 第14回厚生労働統計の整備に関する検討会（2016年3月18日開催）において、経験年数の調査については、前の企業から通算して記入する必要がある、事業所の記入負担が大きいことから、調査項目から削除し、代わりに勤続年数階級別の表章としてはどうかとのご提案をしたところ、

- ・経験年数は勤続年数とは異なる概念であり、日本経済の構造が変化の中で調査を廃止することは、日本経済の変化を見る指標を一つ手放してしまうことになる。
- ・勤続年数と経験年数の関係別に労働者数をみると、勤続年数と経験年数が異なる労働者も一定数存在し、職種によってもその割合が異なることから、正確に記入できている事業所もあるのではないか。

といったことから、廃止については慎重に検討すべきとのご意見をいただいたところ。

- 今般、試験調査において見直し後の職種についての経験年数を調査したところ、アンケート調査において回答の負担が大きい又は困難とする事業所は4割を超える状況であったものの、未記入率を見ると調査が不可能とまでは言えない水準。

→ 12頁 試験調査の結果（経験年数）

※経験年数については、前企業での経験年数を把握していない場合に、自社での経験年数を記入する事業所が一定数存在することには留意が必要。

- 企業ヒアリングにより職歴の把握状況を確認したところ、大企業を中心に自社での経験しか把握していない企業も多いが、
 - ・前職の経験は初任給に反映するので、人事システムで採用前の職歴を記録している（医療業／大規模）
 - ・労働者に確認すれば把握できるので、調査に回答するのはそれほど負担ではない（建設業／小規模）など、産業や規模によっては回答可能と考えられた。

- また、試験調査で職種別に経験年数と勤続年数の関係をみると、専門性の高い職業を中心に経験年数が勤続年数より長い労働者が多いなど、正確に記入できている事業所も一定数存在すると推測される。（本体調査と同様の傾向）

→ 資料2-3 職種、経験年数と勤続年数の関係別労働者数（試験調査）

今回の職種区分見直しにより新たに専門的職業やサービス関係職業が調査対象に追加する予定であり、これらの職種の賃金と経験年数の関係についても今後二ーズが高まるとされるため、記入者の負担軽減に留意しつつ、当面の間は経験年数の調査を継続することとする。

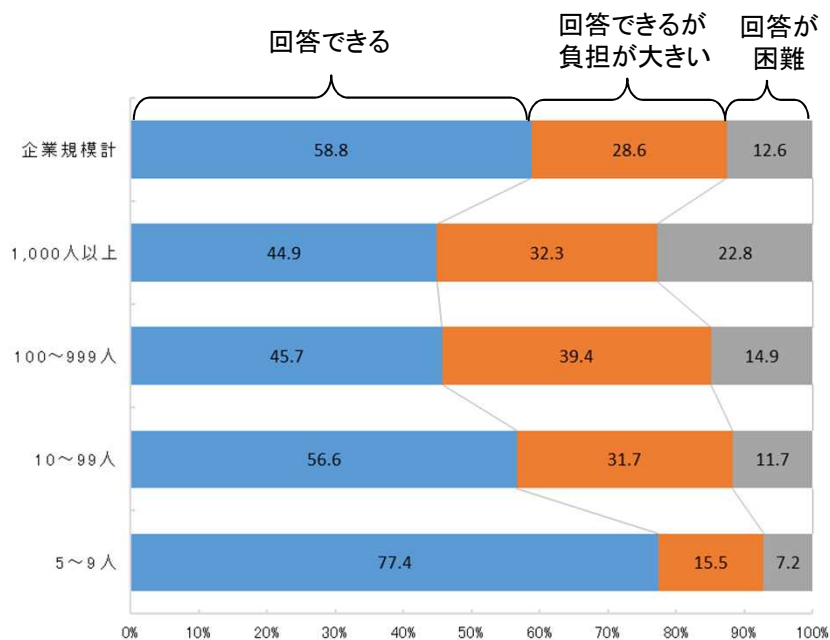
○経験年数の記入状況（試験調査）

経験年数の未記入率（回答労働者数ベース）

（％）

雇用形態、産業	一般労働者					短時間労働者				
	企業規模計 (10人以上)	1000人以上	100～999人	10～99人	5～9人	企業規模計 (10人以上)	1000人以上	100～999人	10～99人	5～9人
計	4.6	12.6	3.1	1.9	1.3	5.4	8.6	4.2	3.4	3.2
正社員・正職員	4.3	13.3	2.5	1.7	1.1	11.4	30.0	0.0	4.4	5.8
正社員・正職員以外	6.1	9.4	6.2	3.4	5.9	5.2	8.2	4.4	3.4	2.6
雇用期間の定め無し	4.4	13.2	2.9	1.8	1.3	8.1	24.9	3.4	3.4	3.5
雇用期間の定め有り	5.2	9.8	4.1	2.8	1.9	3.8	4.5	4.6	3.6	0.0
建設業	2.5	12.3	3.1	0.5	0.5	0.9	10.0	0.0	0.0	0.0
製造業	3.3	3.9	0.0	4.6	0.0	2.9	20.8	0.0	2.3	0.0
卸売業、小売業	1.7	2.4	2.1	0.6	0.0	2.4	3.4	0.0	1.6	4.3
宿泊業、飲食サービス業	5.5	3.7	8.2	3.1	0.0	6.3	8.9	5.6	3.4	3.6
医療、福祉	1.0	2.6	0.0	1.5	6.7	3.6	12.1	0.0	3.9	6.8
その他の産業	12.7	25.6	8.6	1.0	0.3	15.6	17.6	24.5	6.5	4.9

○経験年数の記入の負担感（アンケート調査結果）



資料出所 賃金構造基本統計調査試験調査アンケート